

## 新中学2・3年生の保護者のみなさまへ

～給食費のお支払方法が変わります～

平成26年4月から学校給食費のお支払方法が変わります。  
これまで、コンビニエンスストアで給食費をお支払いいただいていましたが、「大阪市学校給食の実施及び学校給食費の管理に関する条例」が制定され、平成26年度からは大阪市の収入として取り扱うこととなります。（払込手数料199円は不要となります。）



### 口座振替の手続をお願いします

つきましては、これまでの学校徴収金とは別に、口座振替により給食費をお支払いいただきますようお願いいたします。

「大阪市学校給食費口座振替依頼書」に必要事項をご記入のうえ、ご提出をお願いします。（やむを得ず口座振替ができない方については、納付書により金融機関等でお支払いいただくことになります。）

ご利用いただける金融機関やお手続のスケジュール等の詳細については、各学校からお知らせしますので、内容をよくご確認ください、お手続をお願いいたします。

また、後日、給食に関する確認書をお配りしますので、こちらもご記入、ご提出をお願いします。

### 学校給食費



口座振替ができなかった場合は、どうなりますか？

◎残高不足等で口座振替ができなかった場合は、未納通知書と一緒にお渡しする納付書により、金融機関等（コンビニ不可）でお支払ください。

なお、未納が生じた場合は、延滞金が発生し、法的措置を講ずる場合があります。

給食費は何に使われていますか？

◎保護者のみなさまにご負担いただく給食費は、毎日の給食に必要な食材費などになります。調理委託経費などは大阪市が負担しています。

支払が困難な場合はどうすればいいですか？

◎経済的な事情でお支払いが困難な場合には、就学援助制度があります。学校または教育委員会事務局にご相談ください。



大阪市教育局事務局  
学校経営管理センター 学務担当  
06-6575-5285  
教務部 学校保健担当  
06-6208-9158

保護者様

平成25年12月25日

大阪市立大宮学校 校長 川畑 雅二

### 大阪市学校給食費 預金口座振替依頼書のご提出について(お願い)

平素は、本校の教育活動に格別のご理解ご協力を賜り、誠にありがとうございます。

さて、大阪市では、平成26年4月から学校給食費の収納方法を変更し、学校ではなく大阪市へ直接お支払いいただくことになります。これまでは、コンビニエンスストアで給食費をお支払いいただいていたのですが、平成26年度からは大阪市学校給食費の口座振替払いとなります。つきましては、この文書と記入例を参照していただき、預金口座振替依頼書のご記入・ご提出をお願いいたします。※1  
口座振替の取扱い金融機関は、末尾に記載の23の金融機関から選択していただけます。学校徴収金と同じ口座だけではなく、現在ご利用されている給与振込口座や生活口座、また、児童手当の受け取り口座などを登録することができます。

ご足労ですが、その金融機関に直接ご提出いただき、口座確認の手続き後に、学校へのご提出をお願いします。※2

お忙しいこととは存じますが、何とぞご理解、ご協力を賜りますようよろしくお願いします。

記

#### 1 選択できる金融機関

ゆうちょ銀行及び下記の金融機関

#### 2 提出書類 「学校給食費預金口座振替依頼書」

- ・教育委員会用(3枚目)および学校用(4枚目)
- ・必要事項を記載して、直接金融機関へ持参し、金融機関で口座確認を受けた後に提出してください。

#### 3 提出締切

平成 26年 1月 20日 (月)

#### 口座登録可能な金融機関(23金融機関)

みずほ銀行・三菱東京 UFJ 銀行・三井住友銀行・りそな銀行・近畿大阪銀行・池田泉州銀行・紀陽銀行・新生銀行・関西アーバン銀行・大正銀行・香川銀行・愛媛銀行・大阪信用金庫・大阪厚生信用金庫・大阪シティ信用金庫・大阪商工信用金庫・永和信用金庫・十三信用金庫・摂津水都信用金庫・尼崎信用金庫・近畿労働金庫・大阪市農業協同組合・ゆうちょ銀行

- ※1 金融機関用(1枚目)には金融機関届け印を、大阪市用(2枚目)には、保護者名の横に認印の押印をお願いします。
- ※2 旭区では、平成26年度の2、3年生については学校給食が選択制で実施されます。給食申込みの可能性のある方は必ず手続きを行ってください。また、将来において申込みが予想される場合もこの機会に手続きをお願いします。

# 学校給食費預金口座振替依頼書の記入例

《別紙2》

- ・「預金口座振替依頼書」は複写となっていますので、記入例を参考に、通帳等を参照のうえ、太枠内をボールペンで強くご記入ください。
- ・口座名義は、保護者もしくは保護者に代わる方の名義にしてください。
- ・印鑑は金融機関用(1枚目)に金融機関届出印(a)を、大阪市用(2枚目)に保護者認印(b)をお願いします。
- ・記入誤りがあると、金融機関窓口にて持参していただく等お手数をおかけすることになりますので、正確にご記入ください。
- ・以下の①または②の方法で口座振替の手続きを行ってください。

①学校が取りまとめて手続きをする金融機関(学校からお知らせします)で給食費の口座振替を希望される場合は、必要事項をご記入のうえ、5枚とも学校へご提出ください。(金融機関での口座確認は不要です。)

②ゆうちょ銀行または学校が取りまとめをしない金融機関で給食費の口座振替を希望される場合は、必要事項をご記入のうえ、直接ゆうちょ銀行または金融機関へ5枚とも提出してください。ゆうちょ銀行または金融機関で口座確認後、保護者様へ「教育委員会用」と「学校用」と「保護者控」が返却されます。学校へは「教育委員会用」と「学校用」の2枚を提出してください。

平成 年 月 日

**給** 大阪市学校給食費 預金口座振替依頼書／自動払込利用申込書

金融機関用

大阪市公金取扱金融機関御中

私は、下記の預金口座から預金口座振替によって支払うこととしたいので、預金口座振替規定(ゆうちょ銀行を除く)を確約のうえ依頼します。

|         |         |     |   |      |        |            |
|---------|---------|-----|---|------|--------|------------|
| 校 園 コード | 台 帳 番 号 | 学 年 | 組 | 出席番号 | カナ頭3文字 | 学 校 名      |
| 000000  | 000000  | 0   | 0 | 00   | 000    | 大阪市立 △△△学校 |

児童・生徒名 △△ △△ 保護者名 大阪 太郎 印

保護者住所 (〒552-0007) 大阪市港区××1-2-1-1100 TEL.(06)1234-5678

指定預金口座 金融機関用またはゆうちょ銀行のうちどちらか一つをご指定ください。

|            |            |           |              |          |
|------------|------------|-----------|--------------|----------|
| 金融機関       | 銀行         | 支店名       | 本店           | 金融機関用届出印 |
| 金融機関コード    | 支店コード      | 預 金 種 目   | 口座番号(右づめで記入) | 大阪 印     |
| 1204103    | 001        | 1:普通 2:当座 | 001XXXX5     |          |
| フリガナ(カタカナ) | フリガナ(カタカナ) | 口座名義人     | 漢 字          |          |
| オオサカ タロウ   | オオサカ タロウ   | 大阪 太郎     | 大阪 太郎        |          |

7桁に満たない場合は、左側を「0」埋め右詰めで記入。

ゆうちょ銀行

|       |         |       |              |                |
|-------|---------|-------|--------------|----------------|
| 種目コード | 契約種別コード | 通帳記号  | 通帳番号(右づめで記入) | (払込先口座番号)      |
| 166   | 30      | 12340 | 07654321     | 00900-5-960001 |
|       |         |       |              | (振込先加入者名)      |
|       |         |       |              | 大阪市 会計 管理者     |

★ゆうちょ銀行をご指定の場合は自動払込み票が送付されます。

ゆうちょ銀行 通帳見本

記 号 番 号

12340 7654321

※注意  
『振込の受取口座番号』は記入しないで下さい。

8桁に満たない場合は、左側を「0」埋め右詰めで記入。下1桁(末尾)は必ず「1」。

金融機関コード・支店コードについては、キャッシュカードや通帳等を参照のうえ記入して下さい。

金融機関又は、ゆうちょ銀行のどちらか一つに「記入下さい」。

この場所の保護者認印(b)を押すのは2枚目です。鮮明をお願いします。

金融機関届出印(a)は鮮明をお願いします。

※児童手当の受取口座を、給食費の振替口座に登録すると便利です。

児童手当の振込口座を変更する場合は、お住まいの区の保健福祉センター児童手当業務担当または区役所、出張所で、振込口座変更の手続きをしてください。

※ 1枚目に金融機関届出印  
※ 2枚目にも必ず押印してください

附志誠園遊記金目珠  
 一五二〇年四月廿五日